

居宅療養管理指導事業 運営規程

介護予防居宅療養管理指導事業

（事業の目的）

第1条

- 1 当事業所（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）業務の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医等の指導による薬学的管理計画書に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当事業所の薬剤師が適正な居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を提供することを目的とする。
- 2 利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、担当薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図る。

（運営の方針）

第2条

- 1 要介護者又は要支援者（以下、「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 地域との結びつきを重視し、市町村・居宅介護支援事業者・他の居宅サービス事業者・その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・ 保険薬局であること
 - ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届け出を行っていること
 - ・ （麻薬小売業者としての許可を取得していること）
 - ・ 利用者に関して秘密が保持出来、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼務を可とする
 - ・ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること

（従業者の職種・員数）

第3条

- 1 従業者について
 - ・ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）に従事する薬剤師を配置する

- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う
- ・ 従事する薬剤師数は、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする

2 管理者について

常勤の管理者 1 名を配置する。但し業務に支障がない限り、当事業所の従業者との兼務を可とする。

（従事者の職務の内容）

第 4 条

- 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の提供に当たっては、医師及び歯科医師の指導による薬学的管理指導計画書に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者の A D L や Q O L に及ぼしている影響を確認し適切な対応を図る等、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2 訪問等により行った居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の内容は、速やかに記録を作成すると共に、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日及び営業時間）

第 5 条

- 1 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、日曜日及び国民の祝祭日及び当事業所の指定する研修日・夏期休業・年末年始休業を除く。
- 2 通常、上記 1 における平曜日は午前 9 時から午後 6 時 3 0 分、土曜日は午前 9 時から午後 5 時 3 0 分とする。
- 3 利用者には、営業時間外の連絡先も提示する。

（通常の事業の実施地域）

第 6 条

- 1 通常の実施地域は、美濃市・関市・富加町・美濃加茂市の区域とする。

（指定居宅療養管理指導の内容）

第 7 条

- 1 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤等の居宅への配送
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置

- ・ A D L ・ Q O L 等に及ぼす使用薬剤の影響の確認
- ・ 使用薬剤・用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認・残薬及び過不足薬の確認・指導
- ・ 在宅医療機器・用具・材料等の供給
- ・ 在宅介護用品・福祉機器等と供給・相談応需
- ・ その他 必要事項（不要薬剤等の廃棄処理・廃棄に関する指導等）

（秘密の保持）

第8条

- 1 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又は、その家族に関する秘密は保持する。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（利用料その他の費用の額）

第9条

- 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
- 2 利用料については、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の実施前に、予め利用者又はその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得る事とする。
- 3 事業所から利用者までの距離に応じた交通費は

1日当たり	～3 km	無料	
	3～8 km	100 円	
	8 km以上	200 円	（月4回まで）とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第10条

- 1 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、利用者またはその家族等からの苦情・ハラスメント内容の記録など必要な措置を講じる。
- 2 利用者または家族に対して苦情・ハラスメントに対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事業所内に掲示する。

（事故発生時の対応）

第11条

- 1 居宅療養指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護事業者等に対し連絡を行い、記録等必要な措置を講ずる。

賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(緊急時の対応等)

第12条

- 1 緊急時等の体制として、連絡先を明示し連絡が可能な体制を取っています。
- 2 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

(虐待防止に関する事項)

第13条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 1 ふうせん薬局 関店は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
 - ・採用時研修
 - ・虐待防止に関する研修
 - ・権利擁護に関する研修
 - ・認知症ケアに関する研修
 - ・介護予防に関する研修
 - ・感染症に関する研修
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、ふうせん薬局 関店と事業

所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第15条

1 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修および訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第16条

1 感染症の予防およびまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則 本規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。